（建設業法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　前条第二号に掲げる規定の施行の日から同条第三号に掲げる規定の施行の日（次項及び次条において「第三号施行日」という。）の前日までの間における第一条のうち建設業法第四十条の三の次に一条を加える改正規定による改正後の同法第四十条の四第一項の規定の適用については、同項中「建設工事の請負契約の締結の状況、第二十条の二第二項から第四項までの規定による通知又は協議の状況、第二十五条の二十七第二項に規定する措置の実施の状況」とあるのは、「建設工事の請負契約の締結の状況」とする。

2　第一条のうち建設業法第十九条第一項第八号の改正規定による改正後の同法第十九条第一項（第八号に係る部分に限る。）の規定は、第三号施行日以後に締結される建設工事の請負契約に係る書面に記載する内容について適用し、第三号施行日前に締結された建設工事の請負契約に係る書面に記載された内容については、なお従前の例による。

3　第一条のうち建設業法第十九条の三に一項を加える改正規定及び同法第十九条の五に一項を加える改正規定による改正後の同法第十九条の三第二項及び第十九条の五第二項の規定は、この法律の施行の日（次項において「施行日」という。）前に締結された建設工事の請負契約については、適用しない。

4　第一条のうち建設業法第二十条の改正規定による改正後の同法第二十条の規定は、施行日以後に建設業者が建設工事の注文者に同条第一項の材料費等記載見積書を交付する場合について適用し、施行日前に建設業者が建設工事の注文者に建設工事の見積書を交付した場合については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条　第三号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

学校教育法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和六年六月十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

法律第五十号

学校教育法の一部を改正する法律

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第百二十四条第二号中「授業時数」の下に「又は単位数」を加える。

第百二十五条第三項中「に準ずる学力」を「と同等以上の学力」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百二十五条の二　専修学校（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす専門課程（以下この章において「特定専門課程」という。）を置くものに限る。）には、専攻科を置くことができる。

2　専修学校の専攻科は、専修学校の特定専門課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

3　第百二十八条第一号中「生徒」を「生徒等（高等課程及び一般課程の生徒並びに専門課程の学生をいう。次号及び第三号において同じ。）」に改め、同条第二号及び第三号中「生徒」を「生徒等」に改める。

第百三十一条の次に次の一条を加える。

第百三十一条の二　専修学校の特定専門課程を修了した者は、文部科学大臣の定めるところにより、専門士と称することができる。

第百三十二条中「専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）」を「特定専門課程」に改め、「（第九十条第一項に規定する者に限る。）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第百三十二条の二　専門課程を置く専修学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2　専門課程を置く専修学校は、前項に規定する状況について、当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めるものとする。

第百三十三条第一項中「及び第四十二条から第四十四条まで」を「、第四十三条及び第四十四条」に、「第百五条の規定は専門課程を置く専修学校」を「第四十二条の規定は専修学校（専門課程を置くものを除く。）に、第百五条の規定は専修学校（専門課程を置くものに限る。）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律による改正後の学校教育法第百二十五条第三項及び第百三十二条の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に専修学校の専門課程に入学する者について適用し、施行日前に専修学校の専門課程に入学した者に係る当該専門課程の入学資格及び大学の編入学資格については、なお従前の例による。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（職業安定法及び船員職業安定法の一部改正）

第四条　次に掲げる法律の規定中「生徒」を「学生若しくは生徒」に改める。

一　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十三条の二第一項第二号

二　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第四十条第一項第二号

（独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正）

第五条　独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「学生等」を「学生」に、「の学生並びに専修学校の専門課程の生徒」を「並びに専修学校の専門課程及び専攻科の学生」に改める。

第十三条第一項第一号、第八号及び第九号、第十四条第二項及び第三項、第十六条、第十七条の二第一項並びに第十七条の三第二号中「学生等」を「学生」に改める。